

消基発第 269 号
令和 5 年 6 月 27 日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常 務 理 事 寺 田 文 彦

療養費用算定基準細目の一部改正について（通知）

厚生労働省労働基準局において「労災診療費算定マニュアル（令和 4 年 4 月版）」の一部が改正されたことに伴い、今般、療養に要する費用の算定に関する基準の改正について（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）別添 2「療養費用算定基準細目」の一部を別添のとおり改正するので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

第 1 改正の概要

診療に要する費用の算定基準

- (1) 初診料のうち、同一日に他の傷病について新たに別の診療科を紹介状なしで初診として受診した場合の 2 つ目の診療科における取扱いについて算定要件を改定した
- (2) コンピューター断層診断の特例について、他の医療機関に画像撮影を依頼した場合の算定方法について記載した
- (3) 職場復帰支援・療養指導料の算定回数について、頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群等の慢性的な疾病を主病とする者で現に就労している者について、4 回目以降の点数を記載した

第 2 適用日

診療に要する費用の算定基準は、令和 4 年 4 月 1 日以降の診療に係るものから適用する。

第 3 備考

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。